

期 中 の 評 価 個 表

| 事業名 | 国有林直轄治山事業 | 事業計画期間 | 昭和63年度～令和21年度（52年間） |
|------------------------|---|--------|---------------------|
| 事業実施地区名 （都道府県名） | おらがはま 小良ヶ浜 （福島県） | 事業実施主体 | 関東森林管理局 磐城森林管理署 |
| 事業の概要・目的 | <p>本地区は、福島県東部の太平洋に接する地区で、防風保安林及び潮害防備保安林の整備を行ってきたところであるが、波浪による侵食が激しく、林帯背後の家屋や農地等に甚大な被害を及ぼすおそれがあることから、地元の富岡町から、保安林の復旧及び家屋や農地等を守るための治山事業の実施が強く要望されていた。</p> <p>このため、波浪による保安林の侵食を防止し、保安林機能の回復・増進、周辺地域の安全・安心の確保を図ることを目的として、昭和63年度より防潮工を実施している。</p> <p>平成23年3月には、東日本大震災が発生し、本地区が避難区域に指定されたことにより、立入りが制限されたことに伴い、平成23年度より事業を中断せざるを得ない状況となったことから、平成25年度の期中評価において、当面の間の事業休止を決定した。</p> <p>その後、平成29年4月に、本地区のある富岡町の一部について避難指示区域が解除されたことにより、休止していた事業を再開し、事業計画期間の延長（事業休止期間とした8年間）を平成30年度の期中の評価で決定した。</p> <p>東日本大震災の影響に伴う津波により、消波ブロックの変形・散乱等の被害が多数発生したことから、昭和63年度から施工されている防潮工の補修を実施することとし、防潮工未整備区間における施工単価の見直しにより、総事業費の変更も実施した。</p> <p>また、未施工区間の汀線については海岸侵食による後退が進み、従来の全体計画と異なる状況となったことから、令和元年度に再調査を行った結果、近接する保全対象地の社会情勢の変化、事業期間の見直しに伴う総事業費の変更及び事業計画期間の延長を行う必要が生じたことから、今回、再度の期中評価を実施するものである。</p> <p>今後は、令和3年度から事業計画期末の令和21年度まで、安全・安心な住民生活を確保するために、引き続き対策を行い、事業の実施状況や波浪による侵食状況を踏まえつつ、事業計画期間内の事業の概成を目指すこととする。</p> <p><現行の全体計画（平成30年度の期中評価時点）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な事業内容：防潮工 2,265m ・事業計画期間：昭和63年度～令和10年度（41年間） ・総事業費：5,024,063千円（税抜き4,721,372千円） <p><見直し後の全体計画></p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な事業内容：防潮工 2,412m ・事業計画期間：昭和63年度～令和21年度（52年間） ・総事業費：5,380,745千円（税抜き4,997,096千円） | | |
| ① 費用便益分析の算定基礎となった要因の変化 | <p>本地区の費用については、海岸侵食に伴う汀線の後退による再調査の結果、事業計画期間の変更及び総事業費の見直しを行っている。</p> <p>当初計画していた防潮工は、汀線後退の防止を図る目的から崖前面の水際線に沿って計画していたが、汀線から離れた沖合に設置する必要が生じたため、事業計画の一部見直しを行った。</p> <p>これにより、消波ブロックを海中に設置する必要が生じ、事業進捗の大幅な遅れが見込まれたため、全体計画終期を令和10年度から令和21年度末に延長を行う。</p> <p>本地区の便益については、東日本大震災に伴う社会情勢の変化により、災害防止便益（塩害軽減便益）算定に伴う被害が予想される地域の変更を行う。</p> <p>令和2年度改定（「林野公共事業における事業評価の手法について」事業評価マニュアル）により、従前から潮害軽減便益の中で見込んでいた塩害について、新たに1つの便益として項目立てを行っており、潮害防備保安林の効果を維持することにより、保全対象への塩害による被害を軽減させる災害防止便益（塩害軽減便益）として計上している。</p> <p>また、平成30年度の期中の評価から災害防止便益（海岸侵食防止便益）を見込んでいたが、過去の空中写真（昭和22年～平成30年）より侵食面積及び年間の侵食速度を再調査した結果、被害の予想される地域が減少することから、見直しを行う。</p> <p>令和2年度時点における費用便益分析の結果は以下のとおりである。</p> <p>総 便 益 (B) 11,244,477千円(平成30年度の評価時点：14,632,943千円※) 総 費 用 (C) 6,585,505千円(平成30年度の評価時点：6,258,605千円※) 分析結果 (B/C) 1.71 (平成30年度の評価時点：2.34※)</p> | | |

| | |
|---------------------------------------|--|
| <p>② 森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化</p> | <p>本地区は東日本大震災により、事業箇所周辺は避難指示区域とされてきたが、平成29年4月1日に一部の避難指示区域が解除された。特にこれまで事業実施してきた箇所の保全対象の大半は避難指示区域が解除されたことから、本事業は、避難されていた住民の安全・安心のために重要な事業である。令和元年度に再調査した結果、本地区の隣接箇所においては、環境省で除染廃棄物の仮置場等が設置されており、社会情勢の変化に伴う保全対象数量の見直しを実施した。</p> <p>・主な保全対象：家屋152戸、農地156.11ha、道路16.29km、公共施設1箇所</p> |
| <p>③ 事業の進捗状況</p> | <p>昭和63年度から平成22年度末までに防潮工約930mを実施してきたが、既設防潮工は東日本大震災時の津波による消波ブロックの変形・散乱等の被害が多数生じており、防潮工の補修を令和2年度までに実施する。</p> <p>また、令和3年度以降には、防潮工の未整備区間において、波浪による侵食が見られる延長約1,482mの新設を計画し、国有林内における除染廃棄物の仮置場に近接し、侵食が著しい北側を優先的に施工する。</p> <p>平成30年度における期中評価時点の進捗率（事業費）は43%であったが、防潮工未整備区間において、汀線から離れた沖合に設置する必要が生じたため、総事業費を見直したことから、進捗率（事業費）は41%となる。</p> |
| <p>④ 関連事業の整備状況</p> | <p>【福島県富岡土木事務所】 本地区と隣接する海岸線の北側の海岸保全区域（延長2,200m）の南側において、令和元年度に既設防潮工の補修設計を実施済み。</p> <p>【福島県相馬港湾建設事務所】 本地区と隣接する海岸線の南側においては、事業実施の予定はない。</p> |
| <p>⑤ 地元（受益者、地方公共団体等）の意向</p> | <p>（福島県） 避難指示区域が解除になり、県民の安全・安心を確保するため、速やかな事業実施と事業効果の早期発現を望みます。</p> <p>（富岡町） 本事業は、波浪による潮害防備保安林及び防風保安林の侵食を防止し、保安林機能の回復・増進、周辺家屋や農地、道路、公共施設の安全・安心の確保のために非常に重要な治山事業であります。</p> <p>東日本大震災の影響に伴う津波により、消波ブロックの変形・散乱等の被害が多数発生し、また、原発事故に伴う避難指示区域の指定により事業が中断され、その間も海岸侵食に伴う汀線の後退が進んでおります。</p> <p>平成29年度の避難指示区域一部解除に合わせ事業が再開し、防潮工の補修が行われておりますが、引き続き早期の補修完了と、防潮工未整備区間の新たな侵食箇所へ対応するための事業展開について要望いたします。</p> |
| <p>⑥ 事業コスト縮減等の可能性</p> | <p>波浪による侵食が顕著である防潮工の計画箇所については、消波ブロック形状の見直し、施工方法（作業道）及び新設区間の比較検討を行い、今後も一層のコスト縮減に努めることとしている。</p> |
| <p>⑦ 代替案の実現可能性</p> | <p>本地区における波浪による侵食を防止するためには、波浪等に伴う海岸の侵食を防止するための防潮工を実施し、潮害防備保安林の機能を高度に発揮させるために本事業の実施が必要であり、代替案はない。</p> |
| <p>森林管理局事業評価技術検討会の意見</p> | <p>費用便益分析結果、社会経済情勢、地元の意向等を検討した結果、事業の継続実施が妥当と考える。</p> <p>事業の実施に当たっては、経済性を考慮するとともに地元要望を念頭に置き着実な進捗を期待する。</p> |
| <p>評価結果及び実施方針</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・必要性：現在も波浪による侵食が進行しており、放置すれば背後の人家等への被害が懸念されること、事業継続に地元からの強い要望等もあり事業の必要性が認められる。 ・効率性：対策工の計画に当たっては、事業地に応じた最も効果的かつ効率的な工種・工法で検討しており、費用便益分析結果からも事業の効率性が認められる。 ・有効性：これまでの事業実施により、海岸線及び崖脚部の侵食防止や崩落土砂の流出防止も図られていることから、事業の有効性が認められる。 ・実施方針：計画内容を変更し事業を継続する。 |

※ 平成30年度評価時点における数値については、消費税を含んだ数値である。

評価箇所概要図

| | |
|------|---|
| 整理番号 | 1 |
|------|---|

福島県

| | | | |
|-----|------------------------|-----|-------------|
| 事業名 | 国有林直轄治山事業 (防災林造成事業) | 地区名 | 小良ヶ浜(おらがはま) |
|-----|------------------------|-----|-------------|

福島県

| 凡 例 | |
|---|---------|
| ■ | 国 有 林 |
| ○ | 事 業 箇 所 |

事業箇所全体(遠景)

| 凡 例 | |
|---------------------------------------|-------------|
| ■ | 既 設 (防 潮 工) |
| ■ | 計 画 (防 潮 工) |

期中の評価箇所 ——

事業箇所(北側)

事業箇所(南側)

様式1

便 益 集 計 表
(治山事業)

事業名：国有林直轄治山事業(防災林造成)
施行箇所：小良ヶ浜

都道府県名：福島県
(単位:千円)

| 大 区 分 | 中 区 分 | 評 価 額 | 備 考 |
|-----------|--|------------|-----|
| 災害防止便益 | 塩害軽減便益 | 7,152,399 | |
| | 海岸侵食防止便益 | 4,092,078 | |
| 総 便 益 (B) | | 11,244,477 | |
| 総 費 用 (C) | | 6,585,505 | |
| 費用便益比 | $B \div C = \frac{11,244,477}{6,585,505} = 1.71$ | | |